

ワイン県やまなしプロモーション業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和3年4月30日

1 業務の目的

本事業は、令和元年8月7日に実施した「ワイン県」宣言を機にこれまでPRした「山梨＝ワイン」というブランドイメージを更に発展させるため、山梨ワインの多様性や本県ならではのワインの楽しみ方を紹介し、観光消費額の増加及び山梨ワインの高付加価値化を図ることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

ワイン県やまなしプロモーション業務委託

(2) 委託内容

「ワイン県やまなしプロモーション業務委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金 15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

(ア) 募集開始	令和3年4月30日（金）
(イ) 参加申込書提出期限	令和3年5月12日（水）午後5時まで
(ウ) 質問票提出期限	令和3年5月24日（月）午後5時まで
(エ) 企画提案書提出日時	令和3年5月28日（金）プレゼンテーション時まで
(オ) プレゼンテーション審査	令和3年5月28日（金）
(カ) 審査結果通知	令和3年5月31日（月）発送予定

※注意事項

新型コロナウイルス感染拡大状況や応募数等の状況によって審査方法・日程等が変更になる場合がある。その場合には、別途通知する。

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年 4 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 10 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ 平成 26 年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 参加申込

次のア・イに掲げる書類を、各 1 部提出すること。

ア 参加申込書

イ 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

(3) 参加申込書の提出期限

令和 3 年 5 月 12 日（水） 午後 5 時まで

提出は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 参加申込書の提出場所

観光振興課 ワイン県・ブランド推進担当 深澤・萩原

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 山梨県庁別館 2 階

・電話 055-223-8876（直通）、055-237-1111（代表）内線 4214

・メールアドレス

深澤：fukasawa-ahdd@pref.yamanashi.lg.jp

萩原：hagihara-ytn@pref.yamanashi.lg.jp

※メールで提出する場合は、担当者 2 名に送付すること

(5) 参加申込書の提出方法

書類提出は、メールまたは郵送または持参によるものとし、上記期限までに提出先に必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

観光振興課 ワイン県・ブランド推進担当 深澤

・メールアドレス

深澤 : fukasawa-ahdd@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和3年4月30日（金）から5月24日（月）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。その場合、次のとおりとする。

(a) 閲覧期間・時間

令和3年4月30日（金）から5月24日（月）

平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(b) 閲覧場所

観光振興課内（山梨県庁別館2階）

(2) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書

- ・A4 版両面印刷（縦横印刷いずれも可）、横書き、左綴じ（A3 版 折込可）、ページ数制限なし
- ・日本語表記で 12 ポイント以上
- ・委託予定事項の年間作業スケジュールを示すこと。
- ・その他については、仕様書を参照のこと。

イ 見積書

- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

ウ 提出部数及び提出方法

- ・企画提案書 正本1部、副本7部
- ・見積書 正本1部、副本7部

エ 提出日時

- ・令和3年5月28日（金）プレゼンテーション審査時まで

オ 提出先

プレゼンテーション審査会場へ直接持参のこと。

(3) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和3年5月28日（金）

時間と場所は別途通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選考から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について、（別紙）審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

(3) その他

仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

8 その他

(1) 提案のための費用負担

企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「企画提案実施要領（別紙4）不参加表明書」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館2階
- ・電話 055-223-8876（直通）
観光振興課 ワイン県・ブランド推進担当 深澤
- ・メールアドレス
深澤 : fukasawa-ahdd@pref.yamanashi.lg.jp